

宇和島市内小中学校へのチラシ等の配信・配付に関する運用について

令和8年6月
宇和島市教育委員会
学校教育課

1. 目的

本運用は、団体等から依頼されたチラシ、パンフレット等（以下「チラシ等」という。）について、データ配信又は紙媒体での配付（以下「配信等」という。）の基準を明確化し、配信等の情報が、教育的価値を有し、児童生徒にとって有益であることを確認するとともに、本市教育委員会及び市内小中学校の中立性及び公正性を保ちつつ、教員の働き方改革を推進することを目的とする。

2. 配信等の基準

教育、文化・芸術、スポーツ等の事業について、以下の基準に基づき、チラシ等の配信等を許可するものとする。

なお、宇和島市又は宇和島市教育委員会の後援等を受けている事業の場合でも、次に掲げる基準の全てに該当しないものは、原則配信等を行わないものとする。ただし、教育長が必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 児童生徒の教育活動等に有益であると判断されるもの
- (2) 原則として南予圏域及び松山市周辺で実施される事業であること。ただし、児童生徒の教育活動等に特に有益であると判断されるものについてはこの限りでない。
- (3) 以下のいずれかに該当する団体が主催又は共催のもの
 - ・宇和島市教育委員会
 - ・宇和島市
 - ・宇和島市が補助金交付等の支援をしている団体（指定管理者制度を導入している施設を含む）
 - ・国、地方公共団体その他公共団体
 - ・学校その他の教育機関
 - ・社会教育関係団体
 - ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
 - ・農業協同組合、社会福祉法人、その他公的団体
 - ・教育、文化、芸術、スポーツ等の振興その他市民の公共の福祉の増進に寄与することを目的として組織され、現に活動している団体
 - ・その他教育長が適当と認める団体

以上の基準を満たす事業であっても、以下のいずれかに該当するチラシ等については、配信等を行わないこととする。

- (1) 主催者及び問い合わせ先が明記されていないもの
- (2) 政治活動、宗教活動または暴力団等の反社会的活動と関連するもの
- (3) 営利又は商業的な宣伝を目的とするもの。ただし、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興に寄与すると認める場合を除く。
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 社会的非難を受けるおそれのあるもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、社会一般の認知が不鮮明であるもの
- (7) 学校を通じて配付することがふさわしくないもの
- (8) 児童生徒を参加対象としておらず、保護者のみを参加対象とした事業（児童生徒の同伴が可能であっても、明らかに事業内容が保護者を対象としたものである場合を含む。）
- (9) その他教育長が適当でないと認めるもの

3. データ配信の適用外（以下の場合、紙媒体での配付とする。）

次に掲げる場合においては、教育委員会の判断により、例外的に紙媒体での配付を行うことができるものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体からの紙媒体による配付依頼があった場合
- (2) データ配信が困難であり、かつ、紙媒体での配付が有益であると教育委員会が判断した場合
- (3) その他教育長が適当と認める場合

※ポスター等の掲示物については、児童生徒に配付するものではないことから、データ配信の対象外とする。

※令和8年度は移行期間とし、すでにチラシ等を紙媒体での配付で準備している団体等については、紙媒体での配付を妨げるものではない。ただし、令和9年度からは本運用に基づき、紙媒体での配付依頼は原則許可しないものとする。

4. 申請手続

団体等は、LoGo フォーム「【宇和島市教育委員会】小中学校への配信・配付物許可申請について (<https://logoform.jp/form/HR5F/1573574>)」により申請することとする。

- (1) 配信等を希望する団体等は、LoGo フォームより、必要事項を入力の上、申請すること。
- (2) 配信等を希望するデータは、全て PDF 化し、1 ファイルにまとめること（5 MB 以内）。ただし、紙媒体での配付を希望するデータの容量についてはこの限りでない。
- (3) PDF データはプロパティの個人情報情報を削除し、データ名の先頭に配信等の対象の校種・学年を括弧書きで記載し、事業名・主催団体名を記載すること（例：【小中学校全学

年】事業名（主催団体名）。

- (4) 配信等を希望する日の1週間前までに申請すること。また、紙媒体での配付を希望する場合は、印刷期間等も考慮し、余裕をもって申請すること。なお、印刷後であることを理由とする紙媒体での配付理由は認めないため留意すること（移行期間である令和8年度を除く）。
- (5) 期限を過ぎた申請の場合、希望日に配信等を行うことができない可能性があるため留意すること。

5. 配信等の内容の審査及び配信可否の判断

- (1) 教育委員会が申請内容を確認し、配信等の可否の審査を行い、配信等の可否について、配信等を希望する日までに申請団体宛てにメールにて連絡を行う。
- (2) データ配信可と判断したものについては、教育委員会が配信希望日に配信を行う。
- (3) 紙媒体での配付可と判断したものについては、申請団体が配付を希望する学校別に仕分けし、学校長への依頼文を添えて、教育委員会へ送付するものとする。

6. 配信・配付の取下げ

自己都合等により配信等の取下げを希望する団体等は、配信等が行われる日までに教育委員会へ申し出るものとする。

7. 免責事項及びトラブルの対応について

教育委員会及び学校は、団体等から依頼され配信等したチラシ等の内容に関して一切の責任を負わないものとし、以下のとおり対応する。

- (1) 内容について問合せがあった場合、教育委員会では回答せず、連絡先を伝え、依頼元が直接回答するようにし、教育委員会がその仲介等関わらないこととする。
- (2) 配信内容について虚偽記載等が発覚した場合、配信先に対して、訂正情報を配信するとともに、発覚以降、同団体等からの配信申請は一切受け付けないこととする。
- (3) (2) の場合において、本市の信頼等を大きく損なう恐れが発生した場合は、関係部署と連携し、適切な対応をとる。